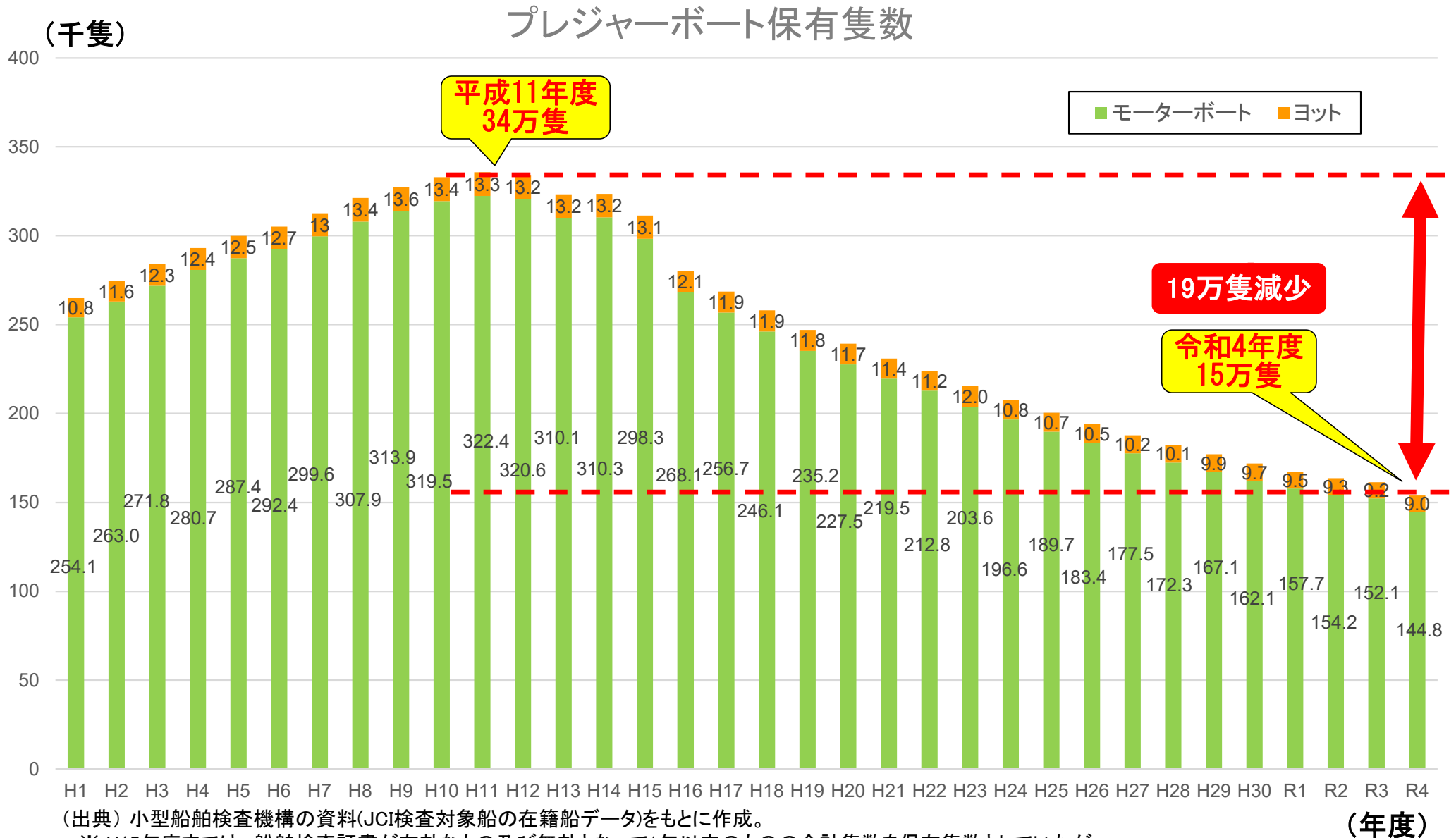


令和4年度プレジャーボート 全国実態調査結果概要

—三水域(港湾・河川・漁港)の調査結果—

1. プレジャーボート保有隻数の推移

- プレジャーボートの保有隻数は、約34万隻(平成11年度)をピークに半分以下の約15万隻(令和4年度)まで、約19万隻減少している。



(出典) 小型船舶検査機構の資料(JCI検査対象船の在籍船データ)をもとに作成。

※ H15年度までは、船舶検査証書が有効なもの及び無効となって1年以内のものの合計隻数を保有隻数としていたが、H16年度より船舶検査証書が有効な船舶数に変更。

2. 放置艇が引き起こす問題

○放置艇とは

- 港湾・河川・漁港の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、**法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと、または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のこと。**
- なお、河川においては、河川管理者の許可に基づかず河川区域内に係留しているプレジャーボートは不法係留船であり、河川法に基づく強制的な撤去措置の対象となる。

- ① 係留場所の**私物化・利権化**、公共施設の破損、**沈船化**
- ② 無秩序な艇の集積による**船舶航行における支障**
- ③ 洪水・高潮・津波等における**艇の流出**、流水阻害
- ④ 安全管理の不十分さに起因する事故、**漁業操業者等とのトラブル**
- ⑤ 違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄等による**景観、環境の悪化**
- ⑥ 港湾・河川・漁港**工事における支障**
- ⑦ 密輸、密漁などの**犯罪への悪用**



係留場所の私物化・私権化



沈廃船による環境悪化、船舶航行における支障



高潮による船舶流出
(平成3年の台風19号)

3. 放置艇対策の概要

①係留・保管能力の向上

- プレジャーボートの収容能力を高めるため、ポートパークなど放置艇収容施設の整備を推進。
(国も交付金等により財政支援)
- 小型船舶用泊地や暫定係留施設など既存水域を有効活用。



小型船舶係留施設の整備例(広島県)

②規制措置の実施

- 放置等禁止区域や重点撤去区域を指定。
- 放置等禁止区域などにおける代執行による撤去・処分を実施。



放置等禁止区域の指定例(宮崎県)



行政代執行による撤去例(兵庫県)

③沈船等の撤去・処分及び適正処理

- みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶(沈廃船)の処理を推進(国も交付金により財政支援)

④所有者におけるモラル向上

- 所有者のモラル向上のための啓発活動を実施。



啓蒙活動例(和歌山県)
※キャンペーンで使用したジャケット

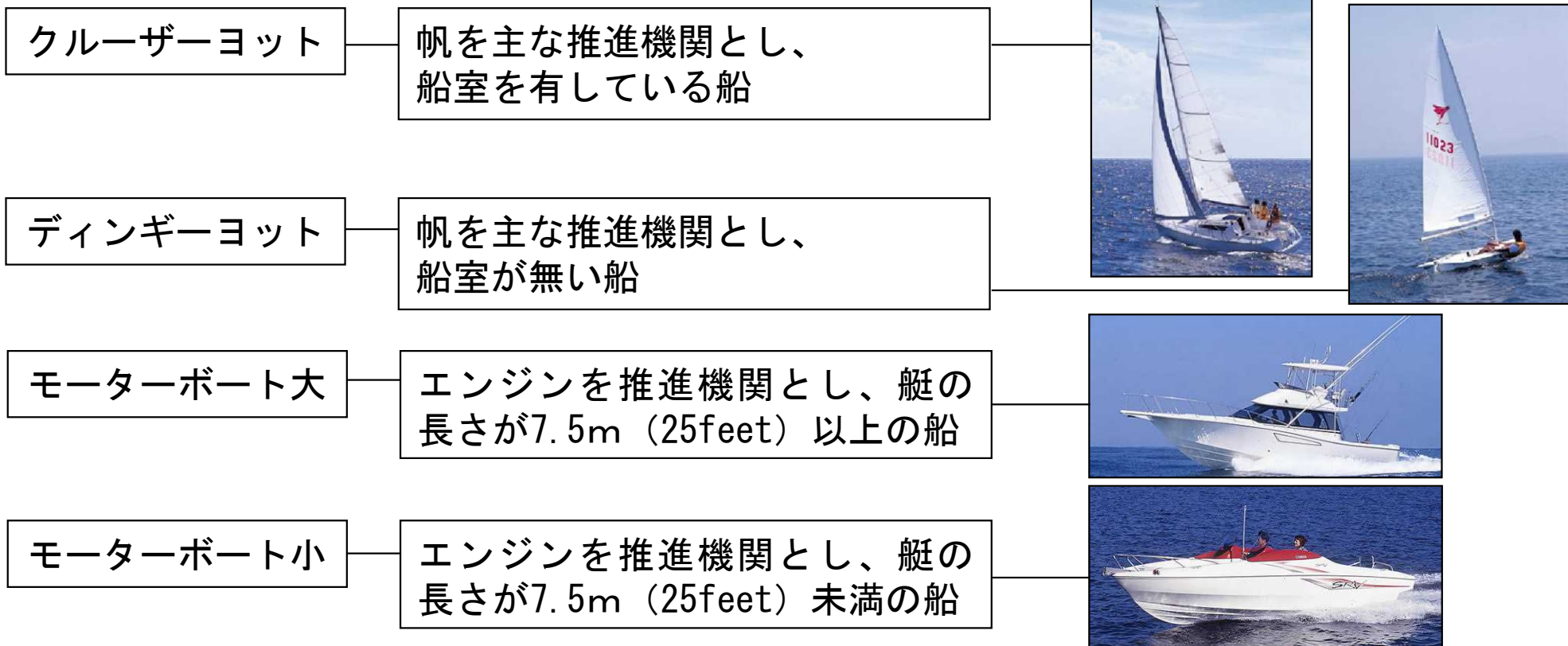


啓蒙活動例(岡山県)
※チラシの作成

⑤水域管理者、地元自治体、マリーナ等との連携

- 各関係者が連携・協力して、プレジャーボートを適正に収容するための計画策定や実施にかかる調整等を行うための協議会等の検討体制の設置を推進。

- 《調査対象区域》 全国の港湾、河川、漁港区域及び近接区域等
(水域については、港湾区域、河川区域及び漁港区域を調査対象とし、陸域については、臨港地区及び港湾隣接地域の全域、河川区域(河川区域外の近接地域を含む。)及び漁港区域の陸上部分を調査対象とする。)
- 《調査時期》 平成8年、14年、18年、22年、26年、30年、令和4年の各9月～11月
- 《調査対象船舶》 プレジャーボート(モーターボート、クルーザーヨット、ディンギーヨット)



調査区域における調査対象船舶の数を把握、及びその船舶が係留・保管施設に適切に係留等されている船舶にあたるか、放置艇にあたるか把握

○係留・保管施設とは

マリーナ等施設	民間マリーナ、公共マリーナ、ボートパーク プレジャーボートスポット（PBS）、簡易係留施設
マリーナ等以外施設	港湾管理者がプレジャーボート係留のための整備を行わない、既存施設の一部を改修しない状態で、プレジャーボートの係留を許可した施設。暫定係留施設、小型船舶用泊地等を含む。



和歌山マリーナ

マリーナ



南港西浜ボートパーク

PBS・ボートパーク

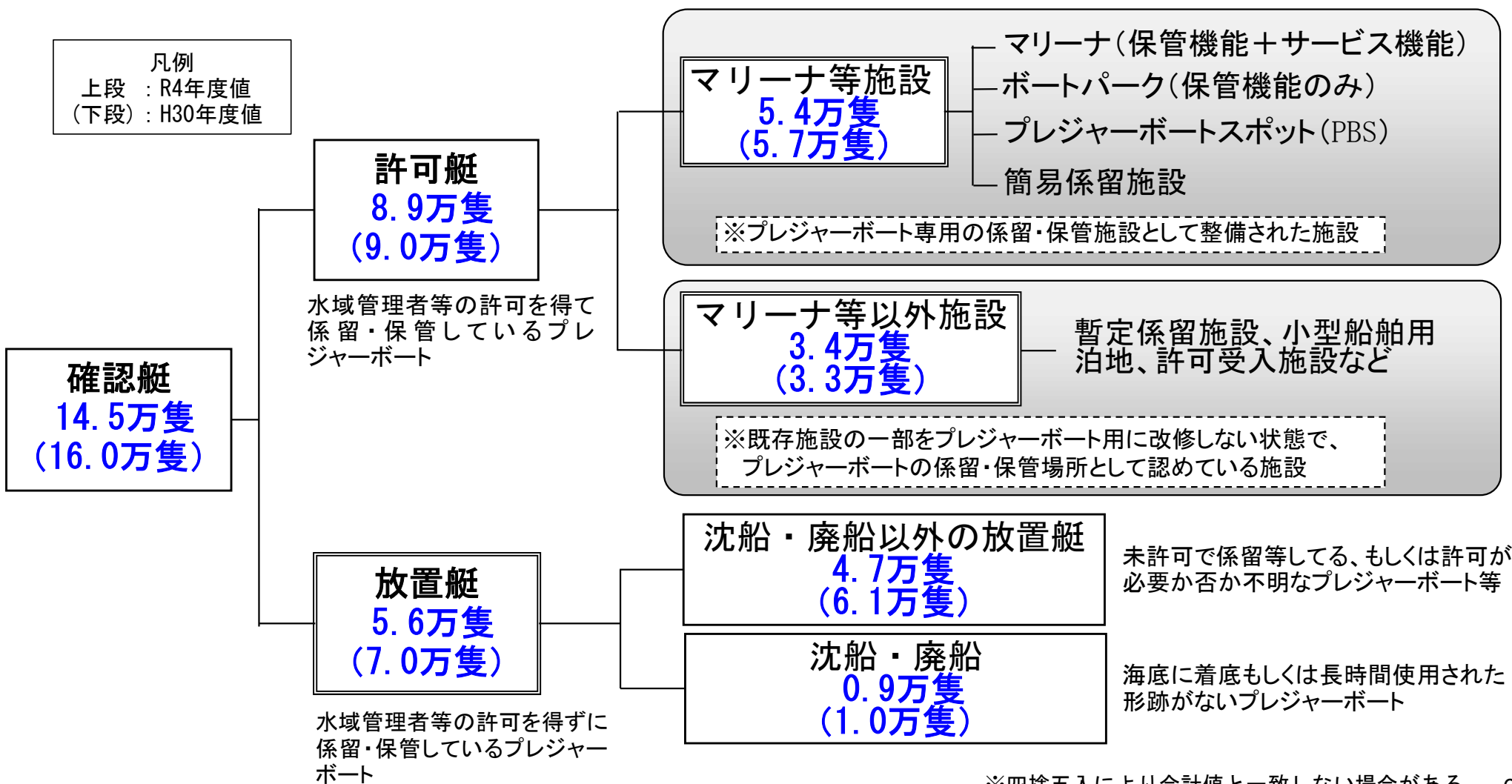


徳島県ケンチョピア小型船舶用泊地

マリーナ等以外施設

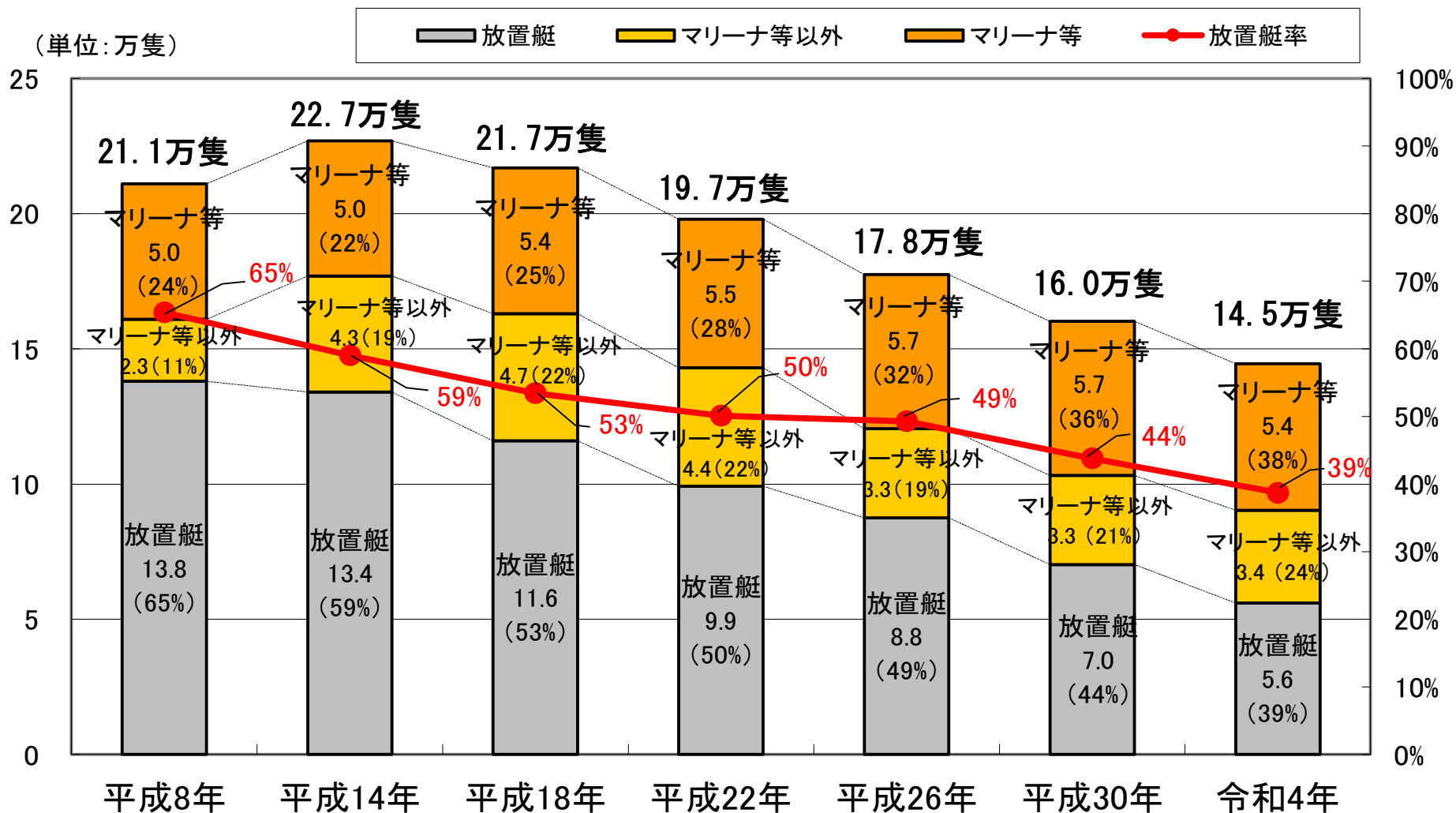
6. プレジャーボート全国実態調査の結果

- 令和4年度調査の確認艇の隻数は約14.5万隻であり、平成30年度調査の約16.0万隻と比べて約1.5万隻の減少(▲10%)となった。
- 確認艇の内訳は、マリーナ等施設の許可艇が約5.4万隻(全体割合38%)、マリーナ等以外施設の許可艇が約3.4万隻(同24%)、放置艇が約5.6万隻(同39%)となった。
- 放置艇は平成30年度調査の約7.0万隻と比べ、約1.4万隻の減少(▲20%)となった。



7. 三水域の確認艇の保管場所別状況

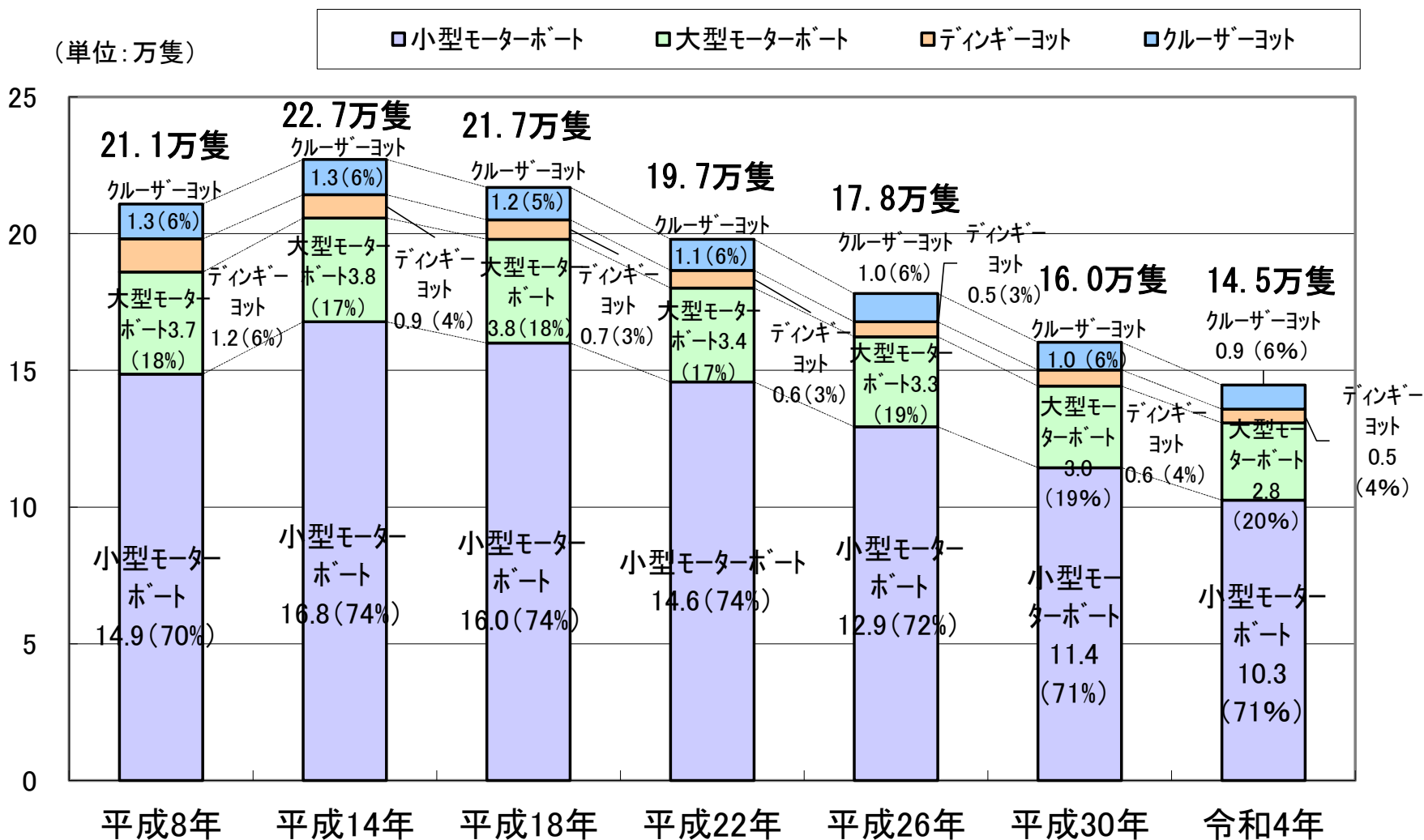
- 三水域の確認艇は14.5万隻で減少傾向(前回比10%減)にある。
- 許可艇は8.9万隻で前回より、0.1万隻減少している。うちマリーナ等施設における保管艇は5.4万隻で0.3万隻減少している。マリーナ等以外は3.4万隻で0.1万隻増加している。
- 放置艇は5.6万隻(39%)で、減少傾向(前回比20%減)である。



※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

8. 三水域の確認艇の艇種別状況

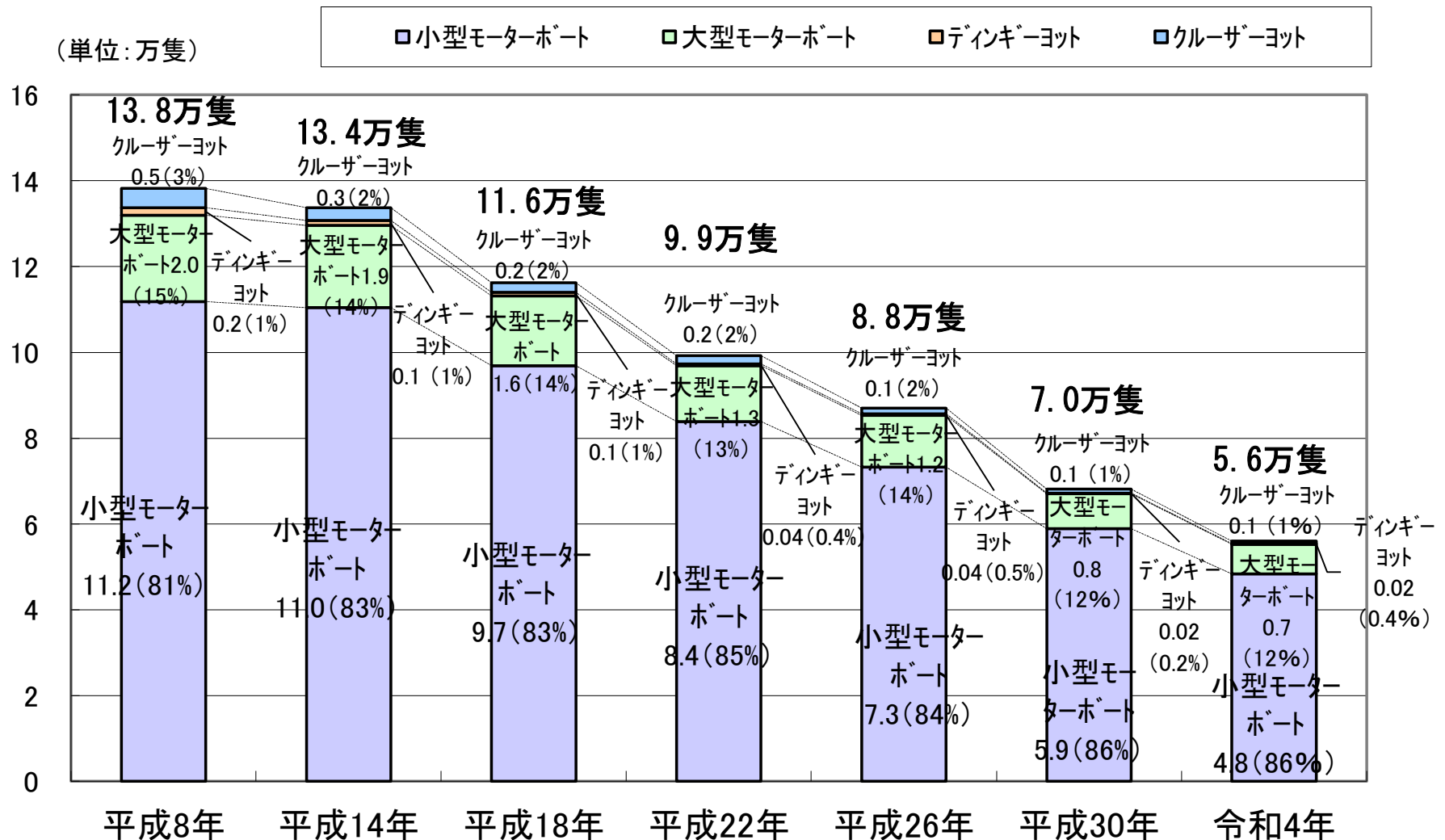
- 確認艇の艇種別の割合は大きな変化はなく、小型モーターボートが約7割を占めており最も多い。次いで大型モーターボートが約2割を占め、残り約1割がクルーザーヨット・デインギーヨットとなる。



※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

9. 三水域の放置艇の艇種別状況

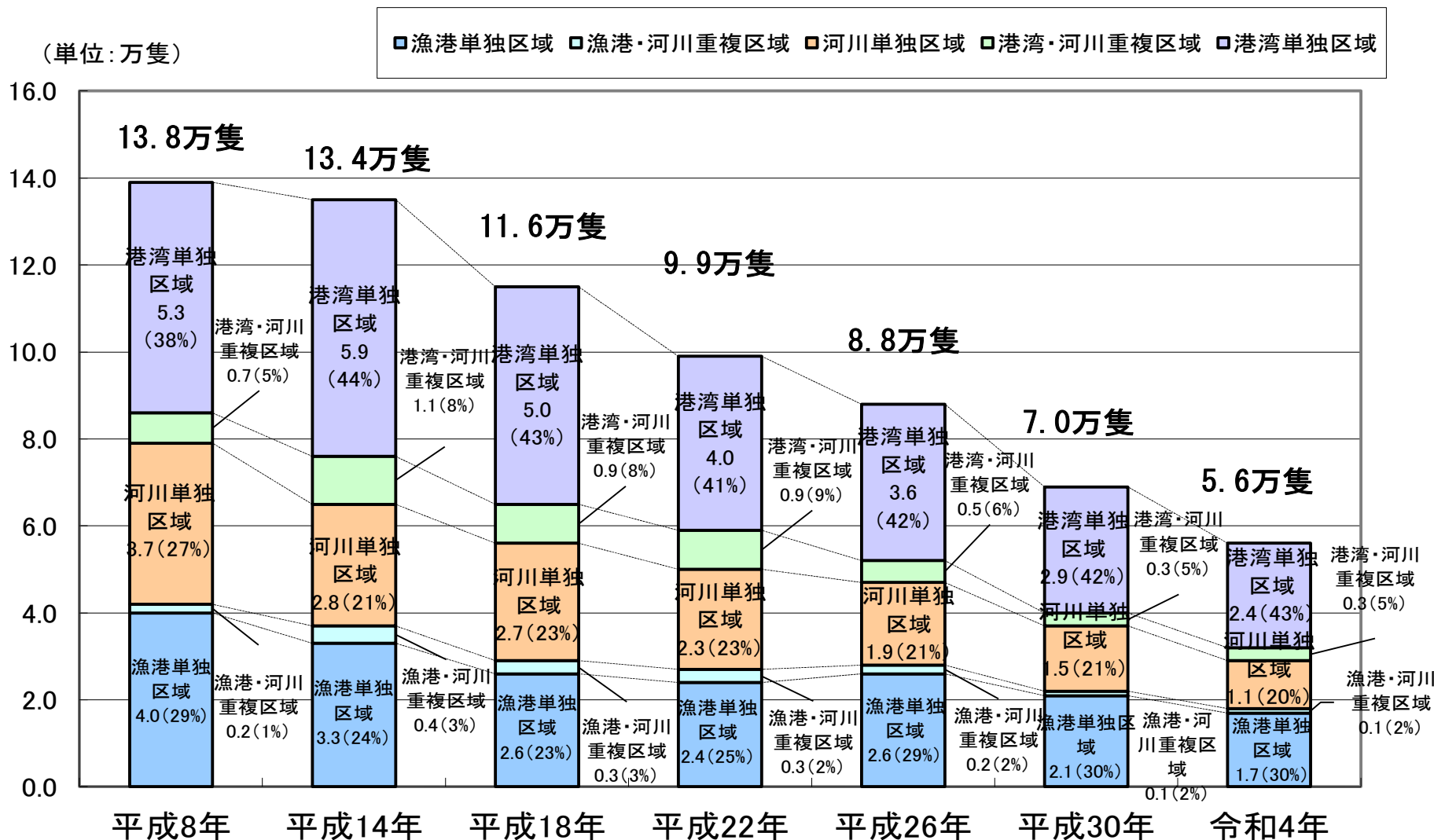
- 放置艇の艇種別の割合は大きな変化はないが、小型モーターボートが約9割を占め最も多く、その割合は微増傾向である。次いで大型モーターボートが約1割を占め、クルーザーヨットが約0.1割で残りがディンギーヨットとなる。
- 放置艇における小型モーターボートの割合は、確認艇における割合よりも高い。



※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

10. 三水域の放置艇の水域別推移

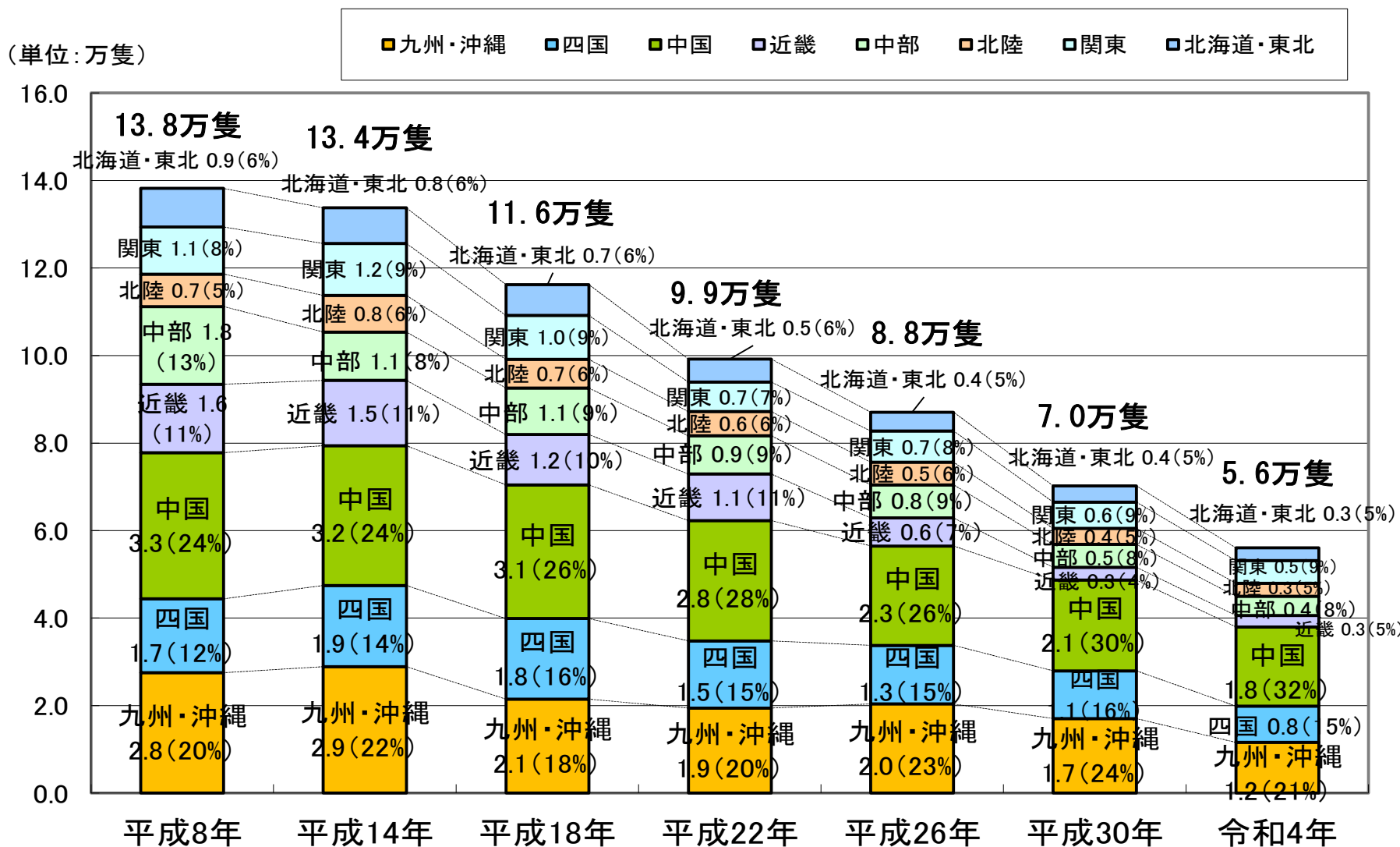
- 放置艇の水域別の割合は、港湾区域が約4割を占め最も多く、次いで漁港区域が約3割を占め、河川区域が約2割となる。
- 放置艇の各水域別の割合は、前回調査とほぼ同じ割合である。



※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

1.1. 三水域の放置艇の地域別推移

- 放置艇の地域別の割合は、中国地方が最も多く約3割を占め、次いで九州・沖縄が約2割、四国が1.5割、残りの地域で約3.5割となる。
- 確認艇数の多い瀬戸内地域を中心に放置艇も多く分布している。

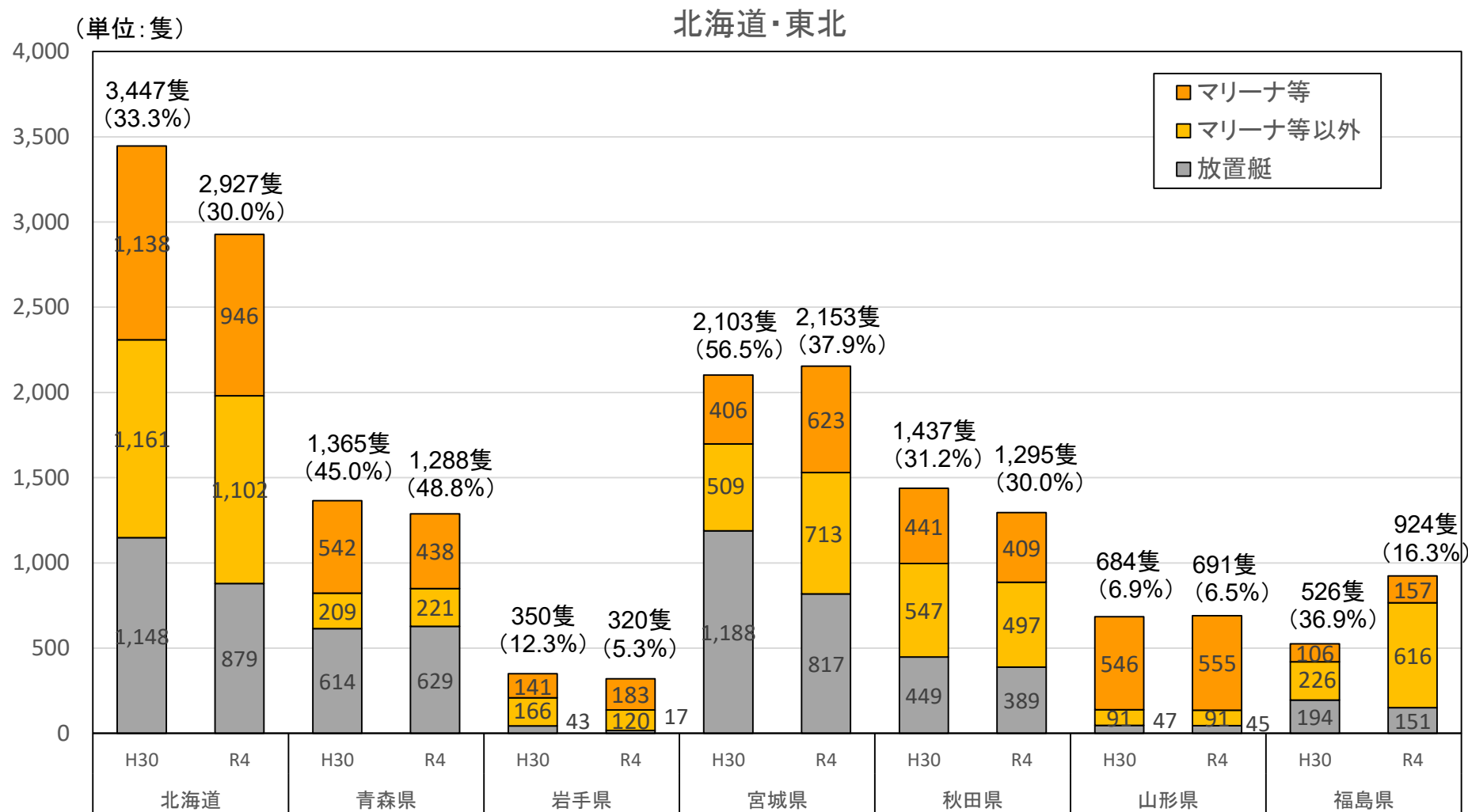


※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

12. 三水域の状況(北海道・東北)

○北海道・東北ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、宮城県、山形県、福島県で増加、北海道、青森県、岩手県、秋田県の4道県は減少している。

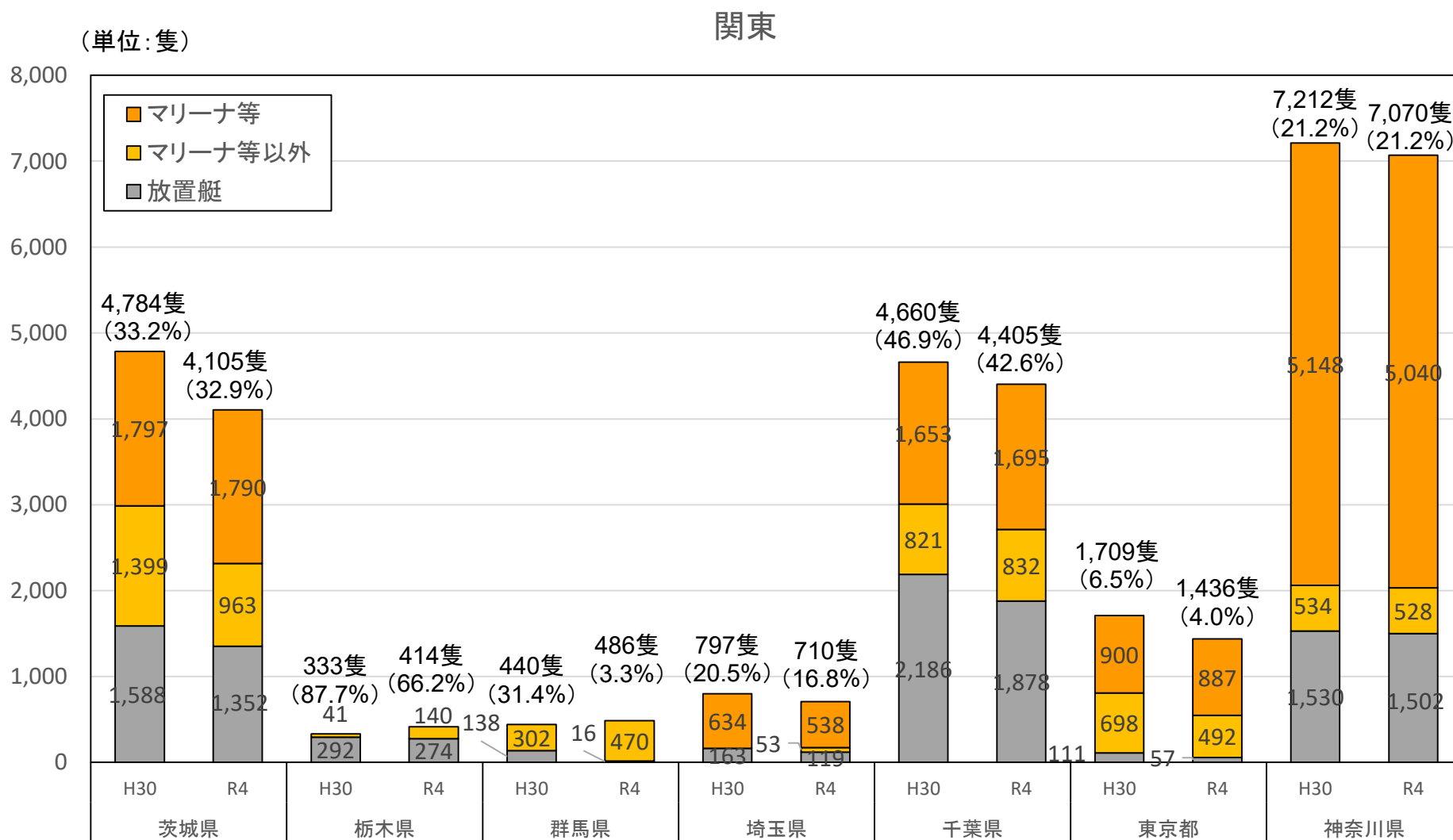
○平成30年度と比較すると、放置艇は、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県で減少している。特に宮城県では、371隻と大幅に減少している。一方、青森県では15隻増加している。



※グラフ上段隻数：総隻数、下段の()は放置艇率 12

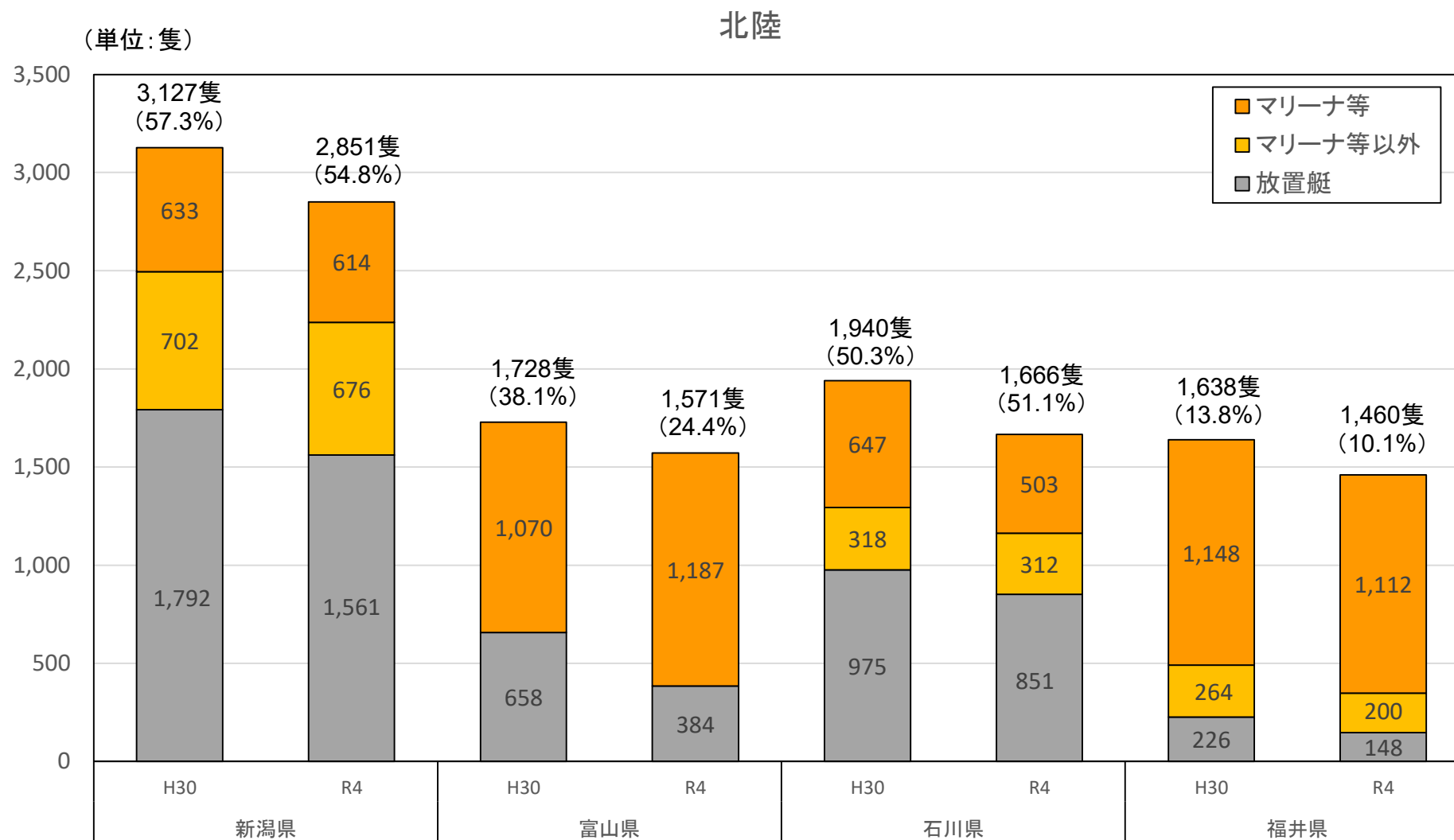
12. 三水域の状況(関東)

○関東ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、栃木県、群馬県で増加、それ以外の都県では減少している。
 ○平成30年度と比較すると、放置艇は、全ての都県で減少している。特に千葉県では308隻減少している。



12. 三水域の状況(北陸)

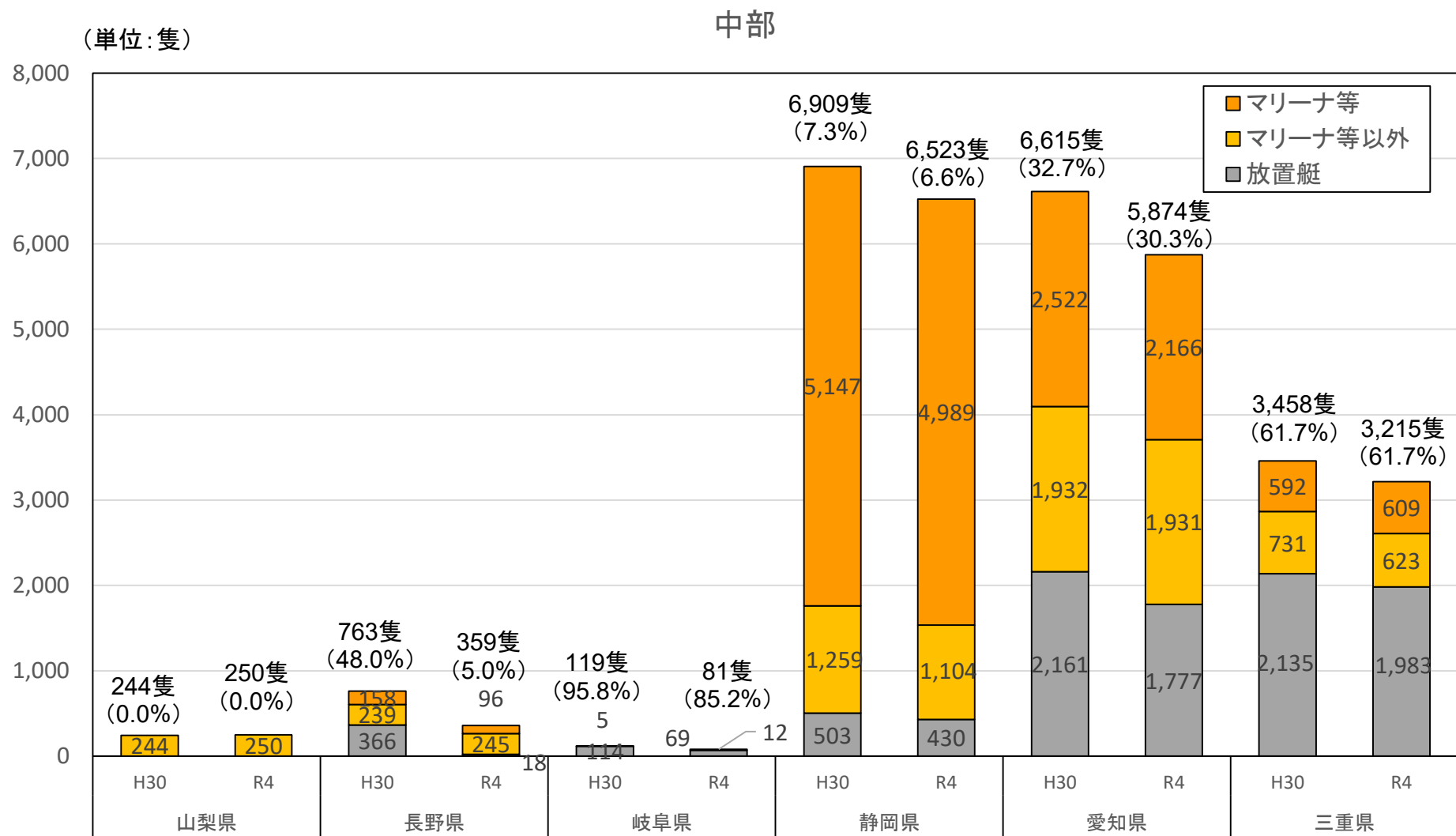
○北陸ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、全ての県で減少している。特に新潟県では276隻減少している。
 ○平成30年度と比較すると、放置艇は、全ての県で減少している。特に富山県では274隻と大幅に減少している。



※グラフ上段隻数：総隻数、下段の（ ）は放置艇率

12. 三水域の状況(中部)

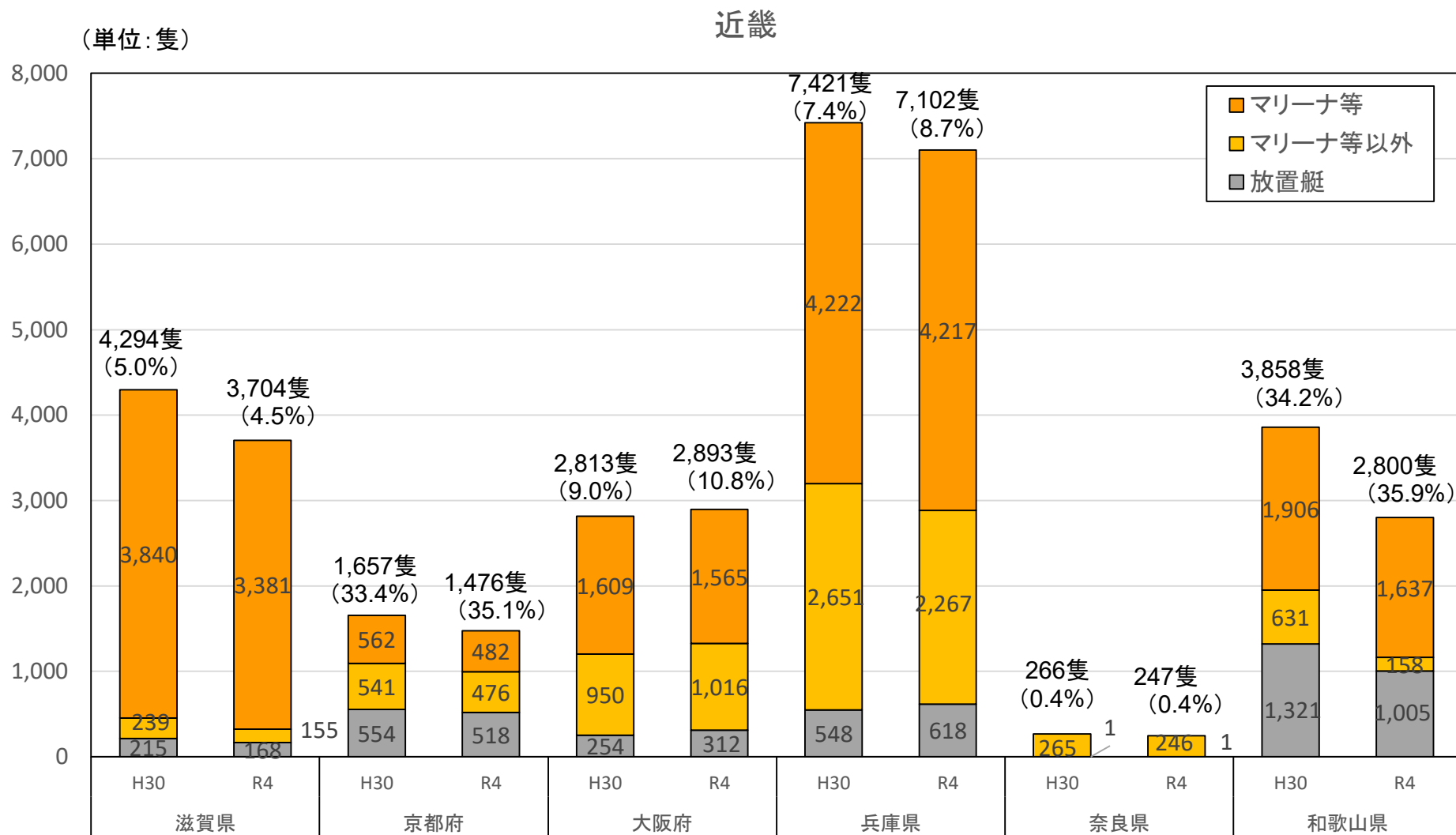
○中部ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、山梨県以外で減少している。
 特に愛知県では741隻減と大きく数を減らしている。
 ○平成30年度と比較すると、放置艇は、愛知県では384隻、長野県では348隻、三重県では152隻と一定程度減少している。



12. 三水域の状況(近畿)

○近畿ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、大阪府以外で減少している。特に和歌山県では1,058隻と大幅に減少している。

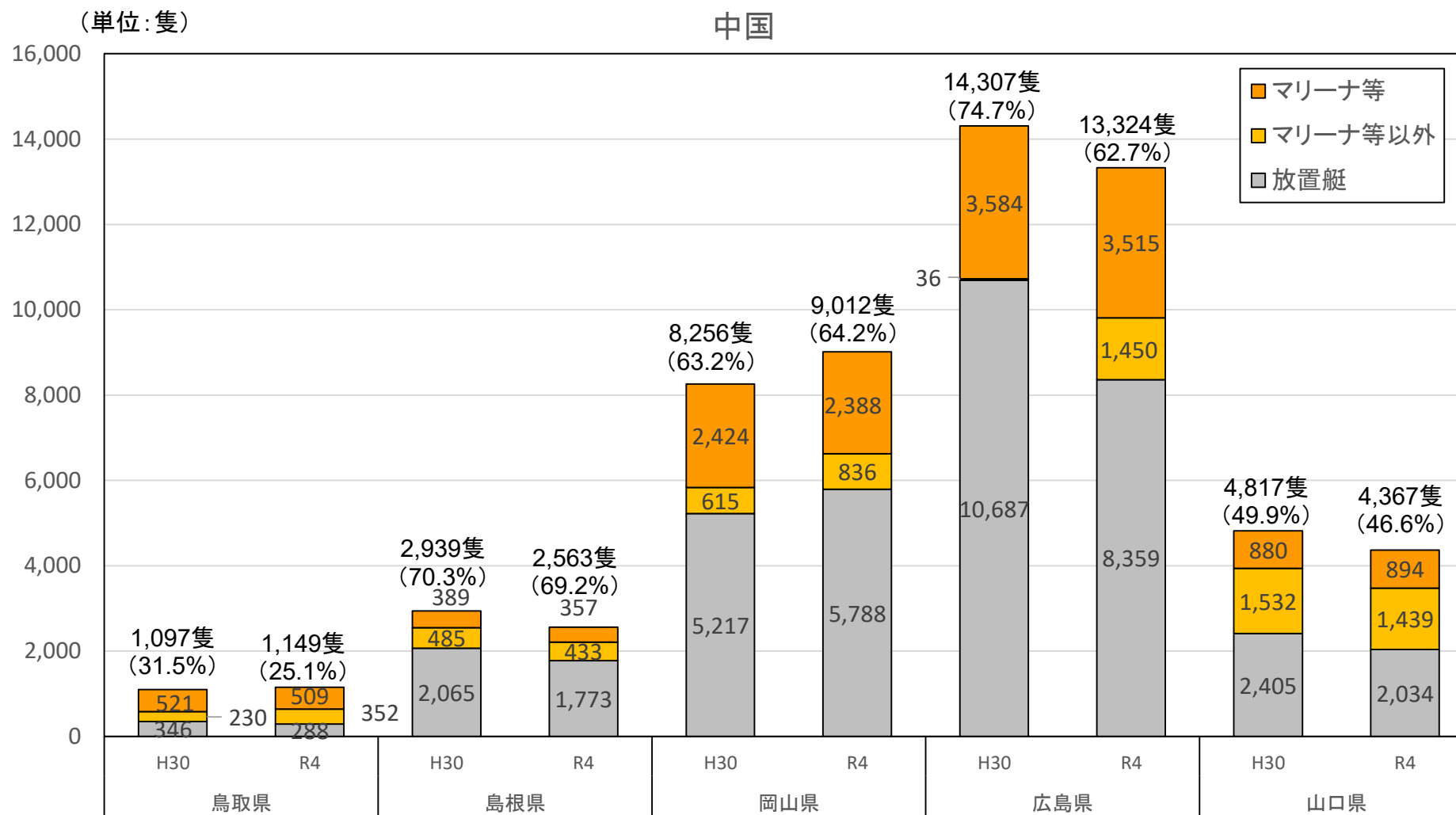
○平成30年度と比較すると、放置艇は、大阪府、兵庫県以外では減少している。特に和歌山県では316隻と大幅に減少している。



※グラフ上段隻数：総隻数、下段の()は放置艇率

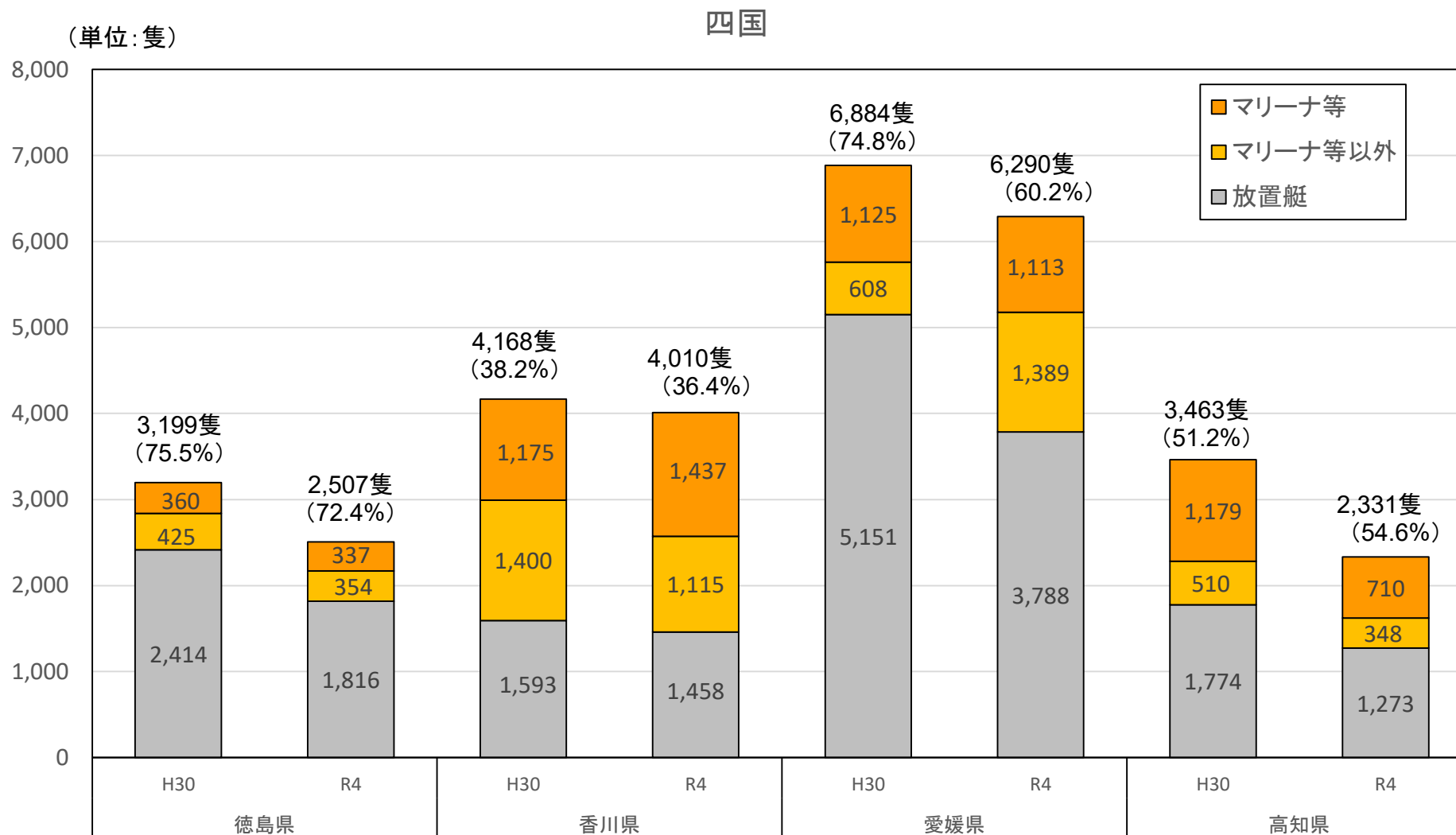
12. 三水域の状況(中国)

- 中国ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、鳥取県、岡山県で増加、それ以外では減少している。
- 平成30年度と比較すると、放置艇は、岡山県以外では減少している。岡山県では571隻と大幅に増加している。広島県は依然放置艇の数は多く、全国1位ではあるが、2,328隻と大幅に減らしている。



12. 三水域の状況(四国)

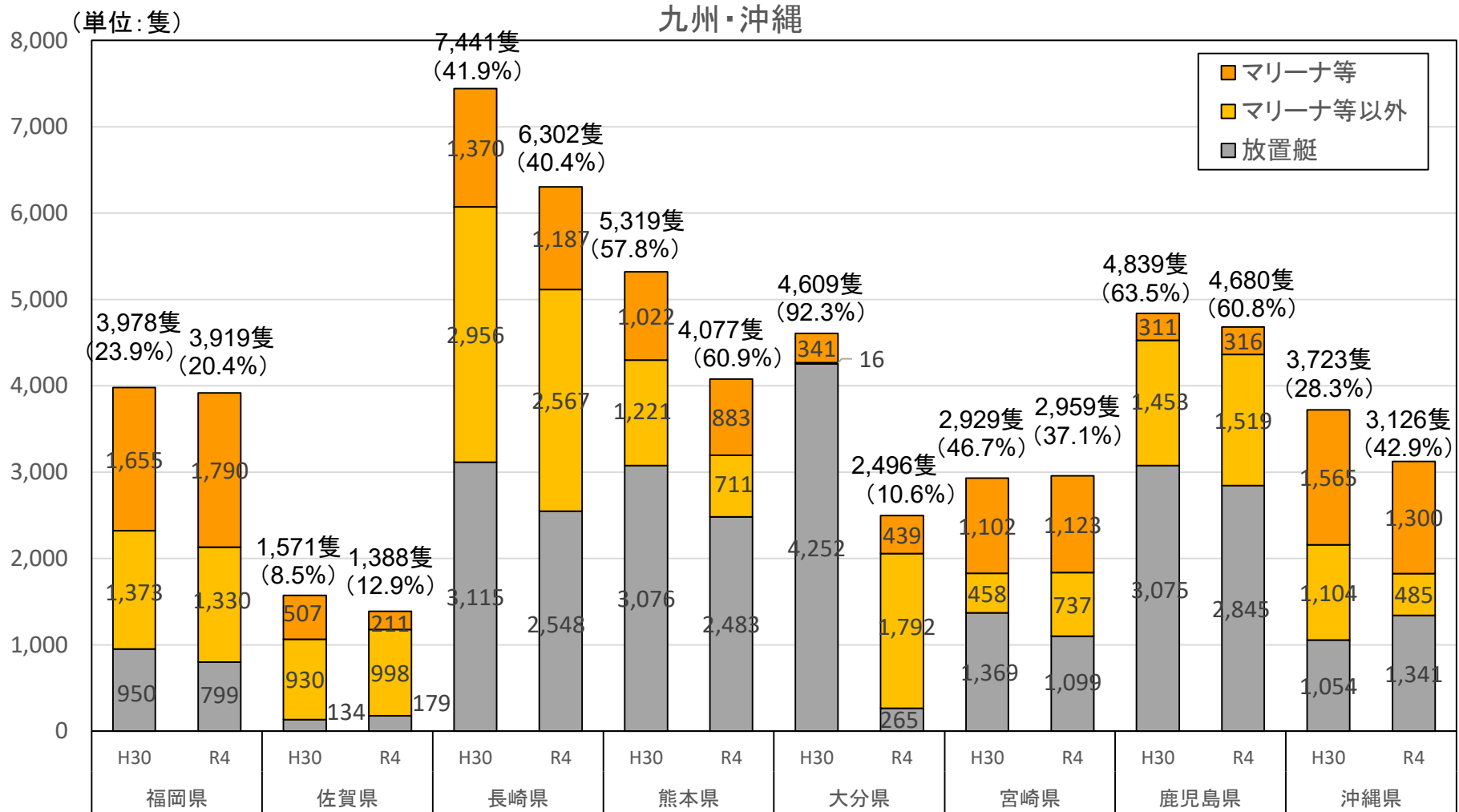
○四国ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、全ての県で減少している。
 ○平成30年度と比較すると、放置艇は、全ての県で放置艇数が減少している。徳島県は598隻、香川県は135隻、高知県は501隻放置艇が減少しており、特に愛媛県では1,363隻減と大きく数を減らしている。



※グラフ上段隻数：総隻数、下段の()は放置艇率

12. 三水域の状況(九州・沖縄)

- 九州・沖縄ブロックの県別の係留保管状況をみると、確認艇は、宮崎県以外では減少している。特に大分県では2,113隻減、熊本県では1,242隻減、長崎県では1,139隻減と大きく数を減らしている。
- 平成30年度と比較すると、放置艇は、佐賀県と沖縄県以外で減少しており、大分県では3,987隻減と大幅に数を減らし、放置艇は残り265隻まで減少している。一方、沖縄県は287隻放置艇が増加している。



※グラフ上段隻数：総隻数、下段の()は放置艇率

【参考】 放置艇対策の経緯

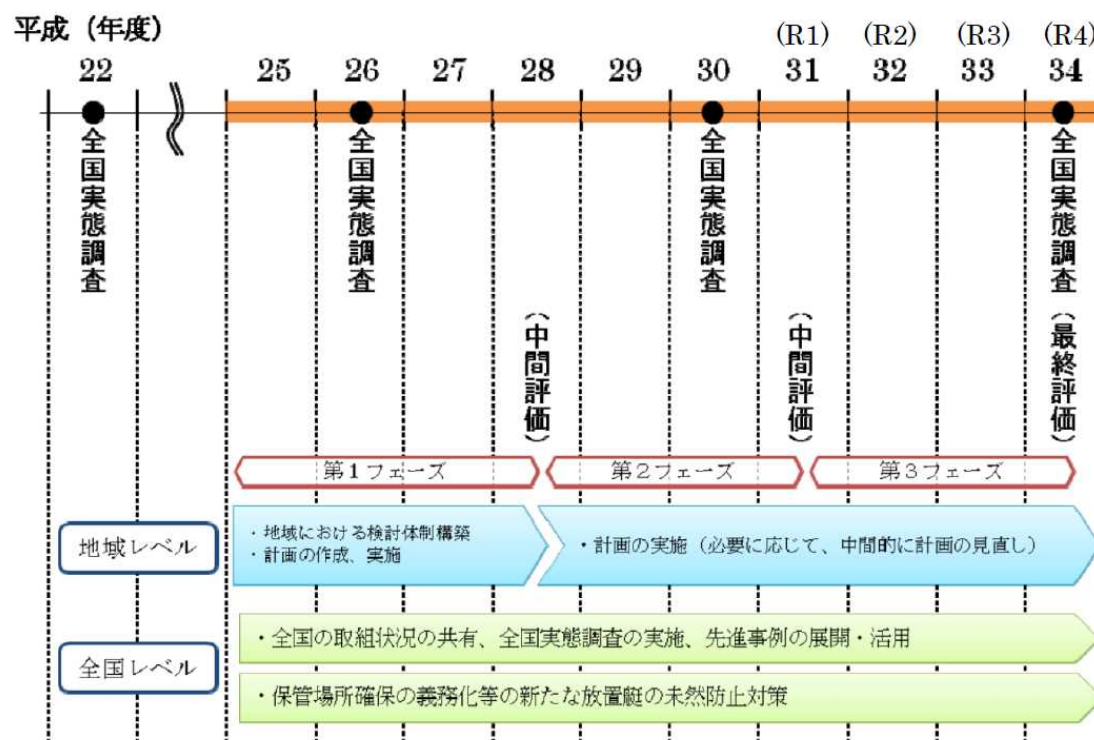
- これまでの放置艇対策関連施策として、国土交通省及び水産庁にて、法律の改正、省庁横断組織の設置、提言や計画の策定などの取組を行ってきている。

	国土交通省			水産庁
	海事局	港湾局	水管理・国土保全局	
昭和47年度		公共 marina 整備の制度化		
昭和62年度				「フィッシャリーナ整備事業」創設
昭和63年度			「河川利用推進事業(河川 marina)」創設	
平成元年度		「プレジャーボートスポット整備事業」創設		
平成7年度			河川法改正 簡易代執行制度の創設	
平成8年度	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同平成8年度プレジャーボート全国実態調査			
平成9年度		「ボートパーク整備事業」創設	河川法改正 簡易代執行による撤去船舶の売却、廃棄等に関する規定の整備	
	3省庁プレジャーボート係留・保管対策に関する提言			
平成12年度		港湾法の改正 船舶等の放置の禁止、監督処分規定の整備に関する法改正		漁港法の改正 船舶等の放置の禁止、監督処分規定の整備に関する法改正
	プレジャーボートの所有者特定制度と保管場所確保の義務化に関する提言			
平成13年度	小型船舶登録法の成立			
平成14年度	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同平成14年度プレジャーボート全国実態調査			
	三水域連携による放置艇対策委員会提言			
平成16年度	小型船舶登録法による登録の完了			
平成17年度	FRP船リサイクルシステムの創設 (瀬戸内～北部九州エリアで運用開始)			
平成18年度		港湾法の一部改正 放置等禁止区域の陸域への適用		
	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同平成18年度プレジャーボート全国実態調査			
	三水域連携による放置艇対策委員会提言			
平成20年度	FRP船リサイクルシステムの全国運用開始			
平成22年度	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同平成22年度プレジャーボート全国実態調査			
平成25年度	プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画			
			河川法施行令改正 船舶等の放置の禁止に関する改正	
平成26年度	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同平成26年度プレジャーボート全国実態調査			
平成30年度	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同平成30年度プレジャーボート全国実態調査			
令和2年度	プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について			
令和4年度	3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同令和4年度プレジャーボート全国実態調査			

注)平成13年1月5日以前については、海事局の取組は港湾局に含まれる。また、河川局の取組は水管理・国土保全局に含まれる。

《「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の策定》

- 国土交通省と水産庁は、平成25年に港湾・河川・漁港の三水域の水域管理者やプレジャーボートの利用者等が連携して取り組むべき施策をとりまとめた「**プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画**」を策定。
- その中で、平成25年度から10年間を**計画期間**とし、港湾・河川・漁港の三水域において、計画期間満了時に**放置艇をゼロ隻**とするとともに、新たな放置艇発生未然防止を図ることを目標とした。



「推進計画」におけるロードマップ

《「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」とりまとめ》

- その後の全国実態調査により、放置艇対策の加速が必要な状況と判断し、放置艇解消に向けた対策の実効性を高めるための方策として、令和3年3月に「**プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について**」をとりまとめ。
- 所有者名簿の作成と併せ、効果の大きい「**放置等禁止区域の指定**」と「**既存水域の有効活用(許可区域の設定)**」とを組み合わせ、優先して実施することを推奨。